

301 関連会社に対する売上値引きの寄付金該当性

増井良啓

租税判例研究会

東京高裁平成四年九月二十四日判決

(平成三年行コ)第一三四号、太洋物産株式会社
対日本橋税務署長 法人税更正処分等取消請求
控訴事件(確定)

行裁例集四三巻八・九号一一八二頁
〔参考条文〕法人税法三七条

(A 六ガツド アカジニタイスル エンジョ)との記載のある請求書を発行し、右原料の売上代金のうち一億二九〇〇万円(これは、Aの当時の残高試算表における欠損金額に相当する金額である)について値引きを行つた。次いでXは同年八月三一日付で同様にして九三〇〇万円の値引きを行つた(以下この両者をあわせて「本件売上値引き」という)。

〔事実〕商事会社であるX社(原告・控訴人)は、その関連会社であるA社に棒鋼原料を販売していた。同原料の販売に関しては、すべてXが他の商社から仕入れてAに販売する形をとっているが、実際の仕入れ業務は、Aが仕入れ先との間で直接に行つており、Xは、単に仕入れ庫の棒鋼を商社Bに仮仕切りの価額で売り渡した。同棒鋼はさらに、Bからその販売店Cに売り渡された。ところが同棒鋼の相場は先行き不透明な状況にあり、また同棒鋼の買手が見つかなかつたため、Bの要求に応じて、Xは、Aに代わって同棒鋼を買い戻した。その後Xは商社Dらに同棒鋼を売却した。しかし、右棒鋼の相場価格の下落により、Xには、Cからの買戻し価格とDへの売却価格との差額だけ売買損失が生じた(以下「本件売買損失」という)。

の差額だけ売買損失が生じた(以下「本件売買損失」という)。

二項及び六項)。すなわち、広告宣伝費や見本品の費用といつたいわゆる営業経費として支出されるものを除いて、法人のする第三者のための債権の放棄、免除や経済的利益の無償の供与については、その価額を寄付金として扱うべきものとされているのである。

もっとも、例えば、法人が第三者に対する債権の放棄等を行う場合であつても、その債権の回収が可能であるのにこれを放棄するというのではなく、その同

取が不能であるためにこれを放棄する場合や、また、法人が第三者のために損失の負担を行う場合であつても、その負担をしなければその者との密接な関係から付金にあたるものとしてXの請求を棄却した。そこで①の部分についてXが控訴した。なお、②の争点については控訴審でY税務署長が争わなかつたため、一审の段階で確定している。

〔判旨〕控訴棄却。

一 「法人税法三七条は、どのような名義をもつてするものであつても、法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合には、広告宣伝及び見本品の費用その他これに類する費用等とされるものを除いて、これを無償で供与したものとはいえないこととなるから、これを寄付金として扱うことは相当でないものと考えられる。」

二 「本件売上値引きは、前記の通り業績が悪化していったAに対する援助措置として行われたXによる利益の無償供与の性質を有するものというべきであり、一定の損金算入限度額をこえる部分に該当するものといわなければならぬ。」

①ところが、Aに多額の赤字の発生が見込まれるようになつたことから、これに対する救済策として、Xは、昭和六年七月三一日付けで「ウリアゲ ネビキ

これに対し、Xは、本件売上値引きは、Xが経済的、合理的に判断してAの棒鋼の生産が採算のとれるようとするため「棒鋼原料の」売買価額について見直しを行い、その減額改訂を行ったに過ぎないものであるから、寄付金には該当しないと主張する。しかし、前記のような請求書の記載等からすれば、本件売上値引きは、Aの赤字に対する援助として行われたものであることが明らかであり、一般に売上品について量目不足、品質不良等があつた場合に一定の具体的な算出根拠に基づいて行われる通常の取引における売上値引きとはおよそその性質を異にするものであつて、いざれにしてもAに対する「経済的な利益の無償の供与」として法人税法三七条所定の寄付金に該当するものといわなければならぬ。

また、Xは、事業上の必要に基づく真にやむを得ない損失の負担等は、法人税法三七条にいう寄付金に該当しないものと解すべきであり、本件売上値引きも、Xの事業上の必要に基づくやむを得ない支出であることが明らかであるから、寄付金に該当ないと主張する。しかし、……(法人税法三七条六項かつこ書き)の規定にいう『広告宣伝及び見本の費用その他これらに類する費用』とは、いわゆる営業経費の性質を有するものを指すものと解すべきことは前記のとおりであるが、本件売上値引きは、そのような

わゆる営業経費の性質を有するものとは到底解し得ないというべきである。

もつとも、法人が債権の放棄等を行ふ場合であつても、例外的に、実質的にみ

ると経済的利益の無償供与とはいえない場合があり得ることは前記のとおりである。しかし原審証人S及びGの各証言に

浜地判昭和六三・一〇・三二税資一六六号三七五頁→東京高判平成二・一・二八税資一七五号九五六頁 千葉地判平成元・五・二四税資一七〇号三三七頁、東京地判平成元・七・二六税資一七三号三九八頁、昭和六〇年前の裁判例に

ついては増井良啓「会社間取引と法人税法(1)」法協一〇八卷三号三七三頁註三二)。これら

の事件において、課税庁は、当該取引に税額減少以外の合理的な理由のない

X自身の経営、信用にも重大な支障が生ずることが懸念される状況にあつたこと

はうかがわれるものの、本件全証拠によ

つても、その時点で本件売上値引きを行わなければ、Xの死活にかかるよう

な経営、信用の危機に陥る切迫したおそれ

が明らかに存したとまでは到底認められ

ず、また本件売上値引きにつき経済取引として十分首肯し得る合理的な理由があつたとは認められない。また、右の事実か

らすれば、本件売上値引き分に相当するXのAに対する売掛債権の回収が不能な状況にまでなつていたものでないことも明ら

かである。」

〔評釈〕 結論に賛成。

一 会社間の資金なしし経済的利益の移転が寄付金に該当するとして損金不算入とされた事例は、すでにかなりの数にのぼる(名古屋地判昭和六〇・五・三一税資

一四五号七三一頁、東京地判昭和六一・九・二

九税資一五三号八三九頁、千葉地判昭和六二・九・二九税資一五八号五〇三頁→東京高判

昭和六三・八・三〇税資一六五号五一八頁、横

浜地判昭和六三・一〇・三二税資一六六号三七

五頁→東京高判平成二・一・二八税資一七五号九五六頁 千葉地判平成元・五・二四税資一七

〇号三三七頁、東京地判平成元・七・二六税資一七三号三九八頁、昭和六〇年前の裁判例に

ついては増井良啓「会社間取引と法人税法(1)」法協一〇八卷三号三七三頁註三二)。これら

の事件において、課税庁は、当該取引に税額減少以外の合理的な理由のない

X自身の経営、信用にも重大な支障が生

ずすることが懸念される状況にあつたこと

はうかがわれるものの、本件全証拠によ

つても、その時点で本件売上値引きを行

わなければ、Xの死活にかかるよう

な経営、信用の危機に陥る切迫したおそれ

が明らかに存したとまでは到底認められ

ず、また本件売上値引きにつき経済取引

として十分首肯し得る合理的な理由があつたとは認められない。また、右の事実か

らすれば、本件売上値引き分に相当するXのAに対する売掛債権の回収が不能な状況にまでなつていたものでないことも明ら

かである。」

経済取引として十分首肯しうる合理的

由がある場合「実質的にみると」経済的

利益の無償の供与とはいえない、といふ

のである。だが、「実質的にみると」と

いう論理構成は、後述するように、内在

的に不明瞭なものを持む。明文のないと

ころにかかる例外をもうけることには、

清水惣事件の当時から疑問が出されてい

た(水野忠恒・ジュリ六八六号一五七頁)。

さらに近年の学説は、債務免除の場合に

寄付金に該当しないとするには行為の任

意性の欠如(事実上の強制性)が必要であ

って、無利息融資の場合の正常取引の要

件と一致する必要はないとされる(川端

康之・判評四〇二号二十五頁(判時一四二二号

一七二頁)。

二 もつとも、右のような下級審判決の一般論については、おのづから、事案との関係において限定的な理解が必要である。本件において特徴的な事実は、

外をみると法基通九一四一一および九一四一二が示された。裁決・裁判例の中にもこの解釈を肯定するものがあらわれた(国税不服審判所昭和五六・一〇・一四裁決事例集三三号一五四頁、東京地判昭和六一・九・二九税資一五三号八三九頁)。

この中で、本判決も、一般論として、

経済的利益の無償の供与の寄付金該当性の判断にあたり一定の例外がありうることを認めていた。この点に関する判旨一

は、要するに、経済的利益の供与につき

「経済的利益の無償の供与」にあたると

の結論を導いている。同種の欠損金補填

のための負担金事例について寄付金と認

定された裁判例がすでに存在するところ

でもあり(最判昭和五八・一一・一税資一三

四号二九七頁、最判昭和六三・三・一税資一六

リスト

1994.5.1-15 (No. 1044)

三号六二〇頁)、これ自体は、寄付金認定事例に一例を加えたとどまる。むしろより興味深いのは、判旨二がXの主張に応接した部分である。

第一に、判旨は、価格の遡及的減額改訂の主張について、売上品の不足・不良の場合に一定の算出根拠に基づいて行われる通常の値引きについてのみ、かかる主張をみとめるように読めなくもない。けれども、もし判旨がこのような限定的理解にたっているものとすれば、狭きに失する(同旨、武田昌輔・ジュリー一五号二九九頁)。本来の審査方法としては、本件棒鋼原料の独立当事者間価格を認定したうえで、本件売上値引きによつてどの程度独立当事者間価格との乖離が生じたかを審査すべきものであろう。本件では先述のごとく欠損金填補の事実が認定されているがゆえにかかる審査が省略されたとみるべきであつて、より一般的には、独立当事者間価格の水準までは価格改訂の主張を認める余地がある。

第二に、判旨は、寄付金に該当しない場合として、(a)法三七条六項かつこ書きのものと、(b)「実質的にみると」無償供与とはいえないものの二つをあげる。このうち(b)については、「実質的にみると」というマジックワードが無償性の判断を甘くしている。判旨は、継続的取引関係における一定のやむを得ない支出は「実質的にみると」実は有償供与であるとみ

ているようである。しかし、通常の言葉の意味においては、やむを得ない支出であつてもそれはやはり無償供与というべきではないか。

寄付金該当性からの例外を認める手がかりとしてより有望なのは、むしろ、(a)である。判旨は、右かつこ書きを「営業経費」の寄付金該当除外規定と解したうえで、本件売上値引きがかかる「営業経費」にあたらないと断じている。一般論としては、自己の投資の保全のための真にやむを得ない支出は、たとえ無償にして損金算入をみとめるべきであり(金子宏「無償取引と法人税」法協百周年論集二巻一六九頁)、右かつこ書きはかかる支出をも包摂するものと解すべきである。これを例示列挙説(学説につき中村利雄・法人税の課税所得計算〔改訂版〕一一九頁)によれば否かは、言葉の問題である。こう解すると、債権放棄の中には、寄付金(法三七条六項かつこ書き)にも該当せずかつ貸倒損失(法基通九一六一一)にも該当しないものがあることになる。本件売上値引きも、もし仮に投資保全のために真にやむを得ない事情がXに証明できていたならば、右の場合に該当する可能性があつた。しかしこのような事情は認定されおらず、かえつて欠損金填補の事実が認定されている。この事実認定を前提とすれば、寄付金にあたるとした本判決の

結論を支持することは十分に可能である。

三 (2)の争点につき、Y税務署長は、XのCからの買戻しは本件「売買損失がAに生ずることを避け、本来Xにおいて負担すべきいわれのないその損失をXが肩代わりする意図で行われたものであるから、本件売買損失は、Aに対する経済的な利益の無償の供与として、法三七条に規定する寄付金に該当する」と主張した。これに対して、第一審判決は、(1)右買戻しの当時棒鋼の相場価格が反転して上昇するという見方もあったこと、および、(2)Xの棒鋼買戻し価額が当時の相場価格にほぼ相当する価額であったことを認定したうえで、右売買損失は寄付金に該当しないものと判断した。

たしかに、結果的に発生した売買損失の全額をXのAに対する損失の肩代わりとみることには、かなり無理がある(山田二郎・ショトイエル三六九号五頁および大淵博義・法人税法の解釈と実務五一二頁も判旨に賛成される)。なぜなら、Xが右棒鋼を買い戻した時点では、右棒鋼の転売から利益のあがる可能性があつたからである。仮に本件売買損失の全額をXのAに対する寄付金として損金不算入とすれば、本件の一連の会社間取引を全体としておらず、かえつて欠損金填補の事実が認められる。この事実認定を前提とすれば、寄付金にあたるとした本判決の

朱春彦・判例解説
飛岡邦夫・税研50号43

systematic risk をどう評価するのか(中里実「移転価格とリスクの関係に関するMitsの議論——研究ノート」一橋論叢一〇巻一号八二頁)、難問が残る。
(ますい・よしひろ 東京大学助教授)

右の対価分の経済的価値の移転の有無が問題となる。ただし、個別の取引について unsystematic risk から区別された systematic risk をどう評価するのか(中里実「移転価格とリスクの関係に関するMitsの議論——研究ノート」一橋論叢一〇巻一号八二頁)、難問が残る。
(ますい・よしひろ 東京大学助教授)